

北九州市宿泊税に関する調査検討会議

報告書(素案)

令和元年8月
北九州市宿泊税に関する調査検討会議

【目 次】

1. 検討にあたって	1
2. 本調査検討会議の論点	2
3. 福岡県及び福岡市が導入する宿泊税の概要	5
4. 宿泊税導入に伴う歳入見込みについて（試算）	7
5. 北九州市の財政状況	9
6. 財政需要（宿泊税の使途）の検討	13
7. 税以外による手法の検討	23
8. 宿泊税に係る課税要件等の検討	24
9. 検討のおわりに	30
参考1. 各種調査及びパブリックコメントの結果	31
参考2. 検討経過	45
参考3. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 委員名簿	45
参考4. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 設置要綱	46

1. 検討にあたって

政府は、平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（座長：内閣総理大臣）において、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、2020年における訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円を目指とした様々な取組を行っており、平成30年には、訪日外国人旅行者数3,119万人、訪日外国人旅行消費額4兆5,189億円に上っている。

九州においては、2018年の外国人入国者数が511.6万人と7年連続で過去最高を記録しており、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、今後ますます増加することが期待される。

このような中、宿泊税に関しては、昨年7月に福岡県が検討会を立ち上げ、宿泊税を含む新たな観光振興財源の検討を開始した。また、昨年10月には、福岡市も検討会を立ち上げ、それぞれで議論が進められていた。

北九州市では、二重課税の問題も含め、福岡県と福岡市の協議がどのような形で決着してもスピードに対応できるよう情報収集と準備・検討を進めてきたところであり、令和元年5月24日の福岡県と福岡市の合意を受け、北九州市独自の宿泊税の導入について検討するため、令和元年6月28日に「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」を設置した。

この間、福岡市議会では、福岡市宿泊税条例が令和元年6月24日に可決されており、福岡県議会においても、福岡県宿泊税条例が同年7月12日に可決され、県内に宿泊する者は1人1泊200円の宿泊税を納めることとなった。

北九州市においても、観光産業は、市の成長を支える極めて重要な産業であると考えており、これまで、様々な観光振興策に取り組んできた。さらに多くの観光客を誘致するためには、受入環境を整備するなど、まだまだ課題も多く、福岡県・福岡市と同様に観光振興施策の財源の必要性は高い。

また、北九州市議会では、令和元年6月26日に、北九州市での宿泊税導入に関する決議を行つており、その中で、課税自主権に基づく宿泊税導入について、市として早急に取り組むよう要請があった。

本調査検討会議では、このような背景を踏まえながら、宿泊税を導入した先行事例の調査、宿泊事業者・旅行会社や宿泊者へのアンケート調査に加え、市民に広く意見を募集し、宿泊税の使途と課税要件について、検討を行った。

2. 本調査検討会議の論点

2-1 論点の整理

本調査検討会議で議論する宿泊税は、地方税法に定める法定外目的税の一つである。

この法定外目的税を新設するにあたっては、地方税法第733条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

なお、具体的な処理基準については、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知）」で定められている。（下図参照）

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県、道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められるものをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

また、同通知では、「法定外税の検討に際しての留意事項」も定められており、法定外目的税の導入を検討するに当たっては、「税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要」とされ、そのために留意すべき事項が定められている。（下図参照）

法定外税の検討に際しての留意事項	
「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄) (平15.11.11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長・東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)	
第5 法定外税の検討に際しての留意事項	
<p>2. その他</p> <p>法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。</p> <p>(1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。</p> <p>(2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。</p> <p>(3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。</p> <p>(4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。</p>	

これらのことと踏まえ、本調査検討会議では、その論点を下表のように整理し、検討を行った。

主な論点	検討すべき内容
①税収入を必要とする財政需要があるか	観光振興の現状と課題、財政状況を踏まえた上で今後の観光振興に向けた施策の方向性
②税以外により適切な手段がないか	税以外の手法の整理と妥当性
③目的、対象等から見て適當な税、期間であるか 税収入を確保できる財源があるか 徴収方法が適當であるか (課税要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者、課税標準 ・徴収方法、特別徴収義務者 ・税率、免税点 ・入湯税の制度改革の必要性 ・定期的な税のあり方の検証期間

2-2 委員からの意見

本調査検討会議の論点について、調査検討会議委員から以下のような意見が挙がった。

- ◆街の賑わいの構築や宿泊者へのサービス向上に繋げれば、北九州市にとって大きなプラスとなる。
- ◆福岡県が課税する方針であることは決まっており、このチャンスを活かすことで、北九州市のサービス業に一層力を入れる貴重な財源となる。
- ◆北九州市の観光振興のために使うのだから、福岡市と同様の150円と言わず、170円でも180円でも北九州市の方に割り振って良い気がする。
- ◆宿泊税を多くの他都市の事例のように定額とすれば、宿泊料金の高低により 納税者の負担感が異なることが考えられる。
- ◆宿泊税の徴収及び納付のため、宿泊事業者に新たに相当な事務負担が生ずることが懸念される。
- ◆徴収した宿泊税を、納税義務者にどのような施策で還元させるか、十分検討する必要がある。

3. 福岡県及び福岡市が導入する宿泊税の概要

北九州市において宿泊税を導入するにあたり、九州内では先行して福岡県及び福岡市が導入を決定しており、その概要は下表のとおりである。特に福岡県が導入する宿泊税について、北九州市においても宿泊税を導入した場合、宿泊者にとって過重な負担となる懸念もあることから、特に留意して検討を進めることとした。

課税団体	福岡県	福岡市
課税客体	福岡県内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊 ・旅館業法に規定する旅館業 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業	福岡市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊 ・旅館業 ・住宅宿泊事業
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左
徴収方法	・特別徴収(宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。)	同左
特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
税率	・1人1泊につき200円 ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円	・1人1泊につき宿泊料金が、①2万円未満:150円、 ②2万円以上:450円 ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み。さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定
免税点	なし	なし
課税免除	なし	・なし
課税期間	条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う規定有	福岡県に同じ
入湯税	なし	宿泊1人1泊あたり150円⇒50円

※赤字下線部分は、福岡県と福岡市で異なる点を示す。

※特別徴収義務者の欄は、条例の規定をそのまま記載しているため内容が異なっているが、実際の特別徴収義務者はほぼ同様である。



【福岡県が主体となって取り組むべき施策(主なもの)】	【市町村が主体となって取り組むべき施策(主なもの)】
<観光資源の魅力向上>	<観光資源の魅力向上>
○市町村や民間事業者と連携して取組む観光地づくり ○広域サイクリングルートの路面標示等の新規整備 ○体験型観光プログラムの造成・販売支援	○自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取組への支援 ○観光の核となる施設整備に対する支援
<受入環境の充実>	<受入環境の充実>
○空港の観光案内所の整備・運営支援 ○宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修費支援 ○多言語コールセンターによる災害時等における外国人旅行者への情報提供	○観光地の公衆トイレ、観光案内板、観光案内所整備等への支援 ○住民生活との調和を図るための施策
<効果的な情報発信>	<効果的な情報発信>
○県内の広域周遊・滞在を促すための宿泊助成 ○航空会社等と連携した欧米豪からのインバウンド誘客キャンペーン	○国内外からの誘客に向けたプロモーションへの支援
<観光振興に係る体制の強化>	<観光振興に係る体制の強化>
○ビッグデータを活用したマーケティング ○観光地域づくりに係る専門家による研修の開催、DMO設立支援の充実	○観光協会の体制強化に向けた取組への支援

このような状況を踏まえ、仮に北九州市において福岡市同様の制度を導入した場合、以下のようなメリット、デメリットが考えられる。

<メリット>

- ◆福岡県からの交付金より多くの税収が見込める。
- ◆県よりも市の方が身近であるため、特別徴収義務者等の市民の意見を観光施策に反映しやすい。
- ◆税収の使途や効果について、市議会のチェック機能が働く。
- ◆高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対して、相応の負担を求めるようになる。 など

<デメリット>

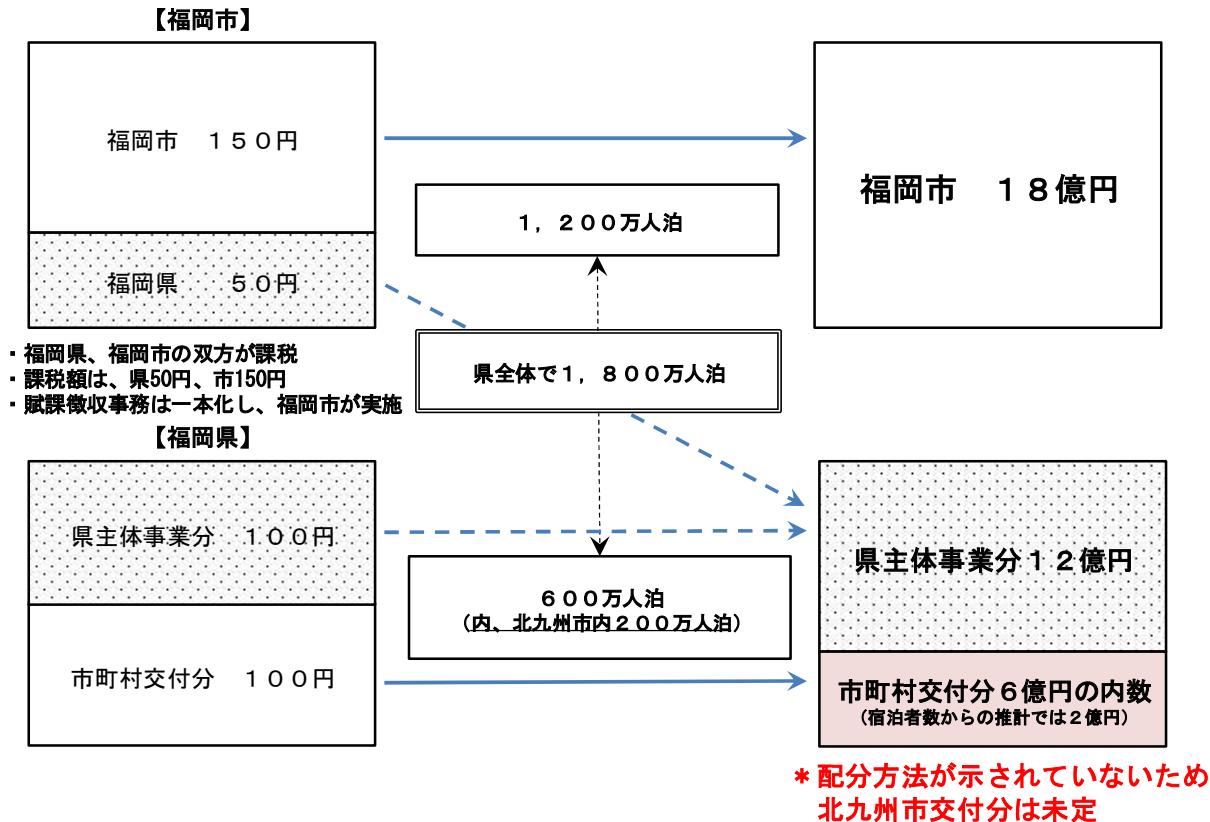
- ◆独自課税に伴う徴税費用が発生する。
- ◆宿泊料金により税額が異なる仕組にした場合、特別徴収義務者の事務負担が増加する。
- ◆市税と県税が混在することについて、事業者から宿泊者（納税義務者）に対し、丁寧に説明する必要性が生まれる。 など

4. 宿泊税導入に伴う歳入見込みについて（試算）

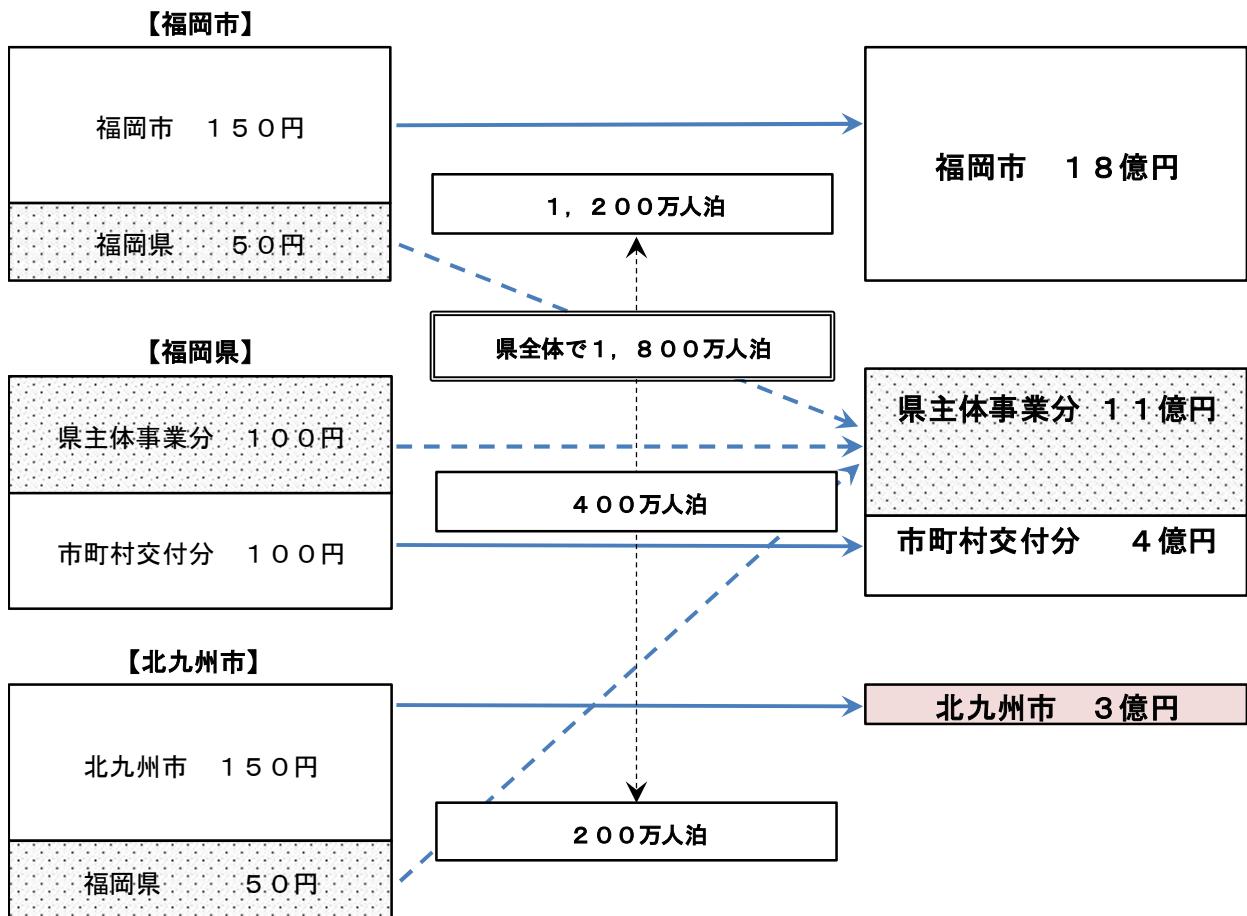
北九州市において宿泊税を導入した場合と導入しなかった場合において、それぞれ歳入見込みを以下のとおり試算した。

なお、宿泊税を導入した場合の試算について、税額は福岡市と同額と仮定した上で行っている。

<北九州市が宿泊税を導入しなかった場合>



<北九州市が宿泊税を導入した場合>



5. 北九州市の財政状況

5-1 歳入の状況

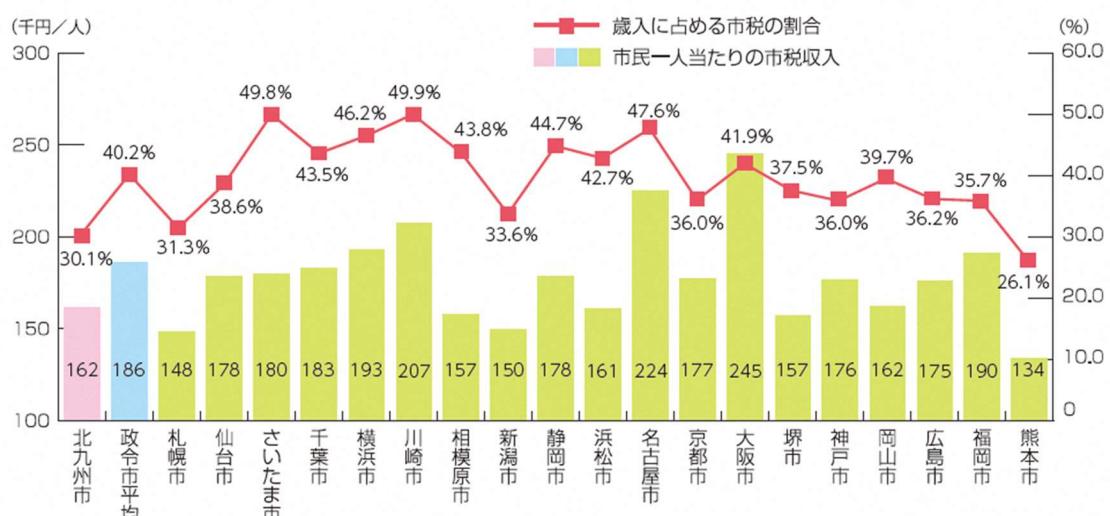
北九州市の歳入の状況については、以下のとおりである。

- ◆市税は、政令市との比較で、市民一人当たり収入額が少なく、歳入に占める割合も低い。
- ◆歳入に占める市税の割合は30.1%となっており、政令市平均40.2%を下回り、政令市の中で、低い方から2番目となっている。
- ◆このようなことから、財政運営の自主性と安定性につながる自主財源の確保が重要な課題である。

【市民一人当たりの市税収入と歳入に占める市税の割合(普通会計^{※3}決算／平成28年度)】 ～歳入に占める市税の割合は政令市中低い方から2番目～

市民一人当たりの市税収入は16万2千円で政令市中少ない方から7番目です。

歳入に占める市税割合は30.1%で政令市中低い方から2番目となっています。



資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

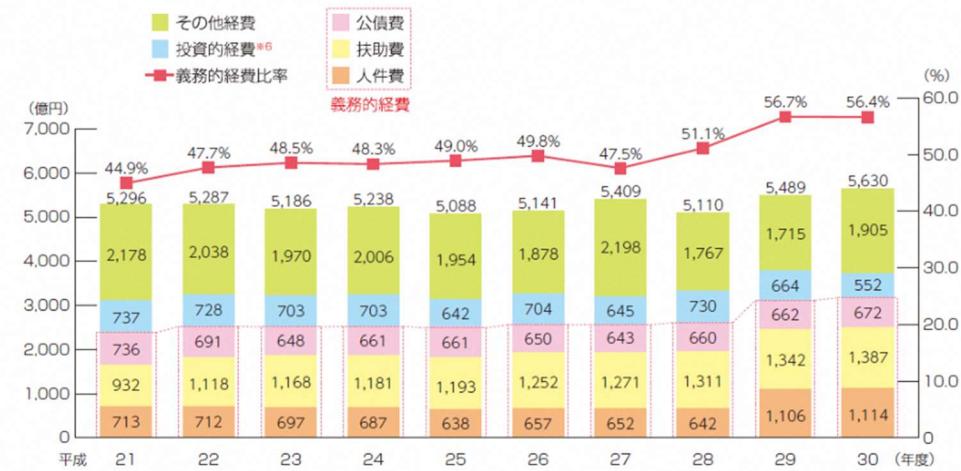
5-2 歳出の状況

北九州市の歳入の状況については、以下のとおりである。

- ◆人件費、扶助費、公債費の合計である「義務的経費」が年々増加しており、歳出に占める割合も高くなっている。
- ◆特に、扶助費に国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、負担金を加えた「福祉・医療関係経費」が増加している。
- ◆このようなことから、今後益々多様化する行政需要に、いかに対応していくかが課題である。

【一般会計歳出（性質別）の推移】～増加傾向の義務的経費～

扶助費等の増加によって、義務的経費は増加傾向にあります。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算額

※平成29年度決算での義務的経費の割合は56.7%となっており、前年度と比べて大きく上昇しています。

これは、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う給与費等の増加により、人件費が増加したためです。

資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

【福祉・医療関係経費の推移】～増加し続ける福祉・医療関係経費～

扶助費に国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、負担金を加えた「福祉・医療関係経費」は増加し続けています。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算額

資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

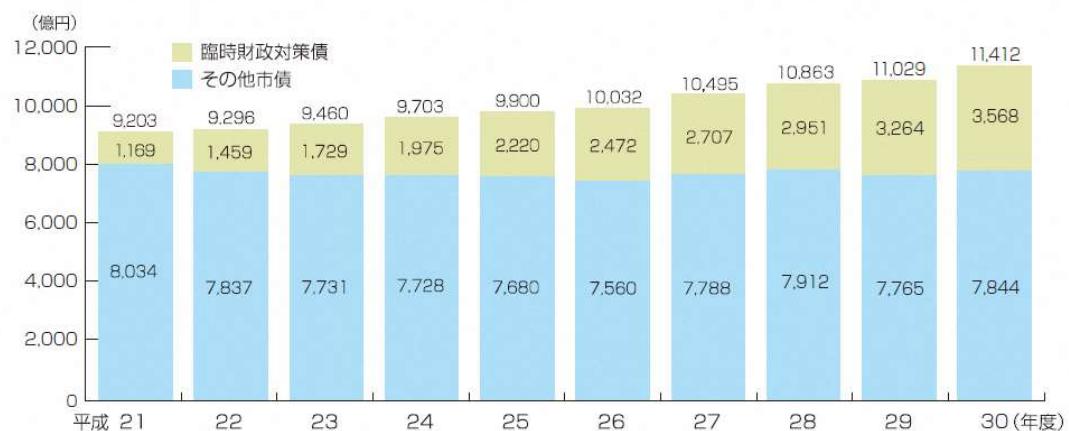
5-3 市債の状況

北九州市の歳入の状況については、以下のとおりである。

- ◆地方交付税の振替である臨時財政対策債（＊）の増加により、市債残高は増加傾向にある。
 - ◆借入と返済のバランスを考えながら、将来世代への負担が過大なものとならないよう努める必要がある。
- * 臨時財政対策債・・・国の地方交付税の財源不足対策として、本来地方税で交付されるものの一部を地方債として各地方公共団体が借り入れ、その償還については、後年後に全額が地方交付税で措置される。

【市債残高の推移（一般会計）】～市債残高（臨時財政対策債を除く）は、7,000億円台で推移～

地方交付税の振替である臨時財政対策債の増加等により市債残高は増加しています。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算での年度末残高見込み

資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

5-4 中期財政見通しと財政状況のまとめ

北九州市における中期財政見通しについては、以下のとおりである。

- ◆今後5年間の見通しについて、歳入はおおむね横ばいと推計している。
- ◆歳出は、人件費等の縮減に努めていく一方、少子高齢化の進展による社会保障関係経費や公共施設維持補修費の増加などにより、全体として増加するものと推計している。
- ◆このようなことから、毎年の収支差が拡大する傾向にあり、収支改善を見込んだうえでも、年度末基金残高は、令和元年度見込額270億円から、令和5年度見込額128億円に減少すると推計している。

項目	令和元年度 当初予算	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
歳入合計 ①	5,618	5,619	5,629	5,651	5,669
一般財源等	2,962	2,978	2,979	2,989	2,997
市 税	1,754	1,756	1,748	1,758	1,769
地方交付税等 (臨時財政対策債を含む)	910	873	862	861	857
その他の (県税交付金等)	298	349	369	370	371
国県支出金	1,416	1,436	1,447	1,460	1,471
市債 (臨時財政対策債を除く)	357	364	364	364	364
その他の	883	841	839	838	837
歳出合計 ②	5,744	5,774	5,798	5,862	5,876
人件費	1,116	1,111	1,107	1,121	1,108
扶助費	1,446	1,476	1,494	1,512	1,530
公債費	676	685	693	719	722
うち臨時財政対策債を除く	505	514	511	530	514
投資的経費	631	650	650	650	650
維持補修費	85	87	88	89	90
繰出金	450	454	459	464	469
その他の	1,340	1,311	1,307	1,307	1,307
収支差 ③ (① - ②)	△ 126	△ 155	△ 169	△ 211	△ 207
決算における歳入増 ・歳出不常用等 ④	106	100	100	100	100
収支改善見込額 ⑤	-	20	40	60	80
年度末基金残高 ⑥ (前年度末残高 + ③ + ④ + ⑤)	270	235	206	155	128

【参考】

福祉医療関係経費 (扶助費+福祉医療関係特別会計への繰出金)	1,883	1,917	1,940	1,963	1,986
-----------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------

これらを踏まえ、北九州市の財政状況をまとめると以下のとおりである。

- ◆自主財源である市税が相対的に少なく、大幅な伸びが見込み難い一方、社会保障関係経費等の増加が見込まれる。
- ◆今後も慎重な財政運営が必要な状況は継続し、益々多様化する行政需要に、いかに対応していくかが重要な課題である。
- ◆こうした状況を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくためには、新たな安定的財源が必要となる。

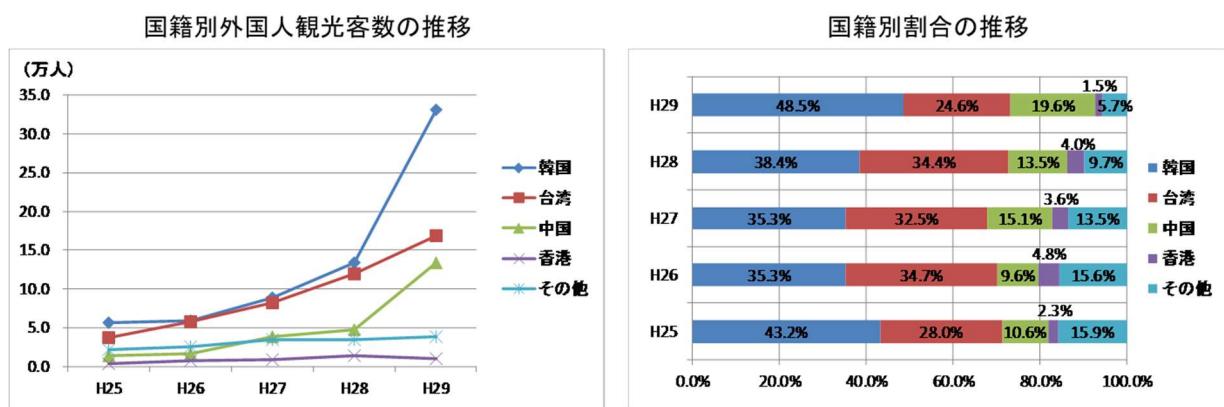
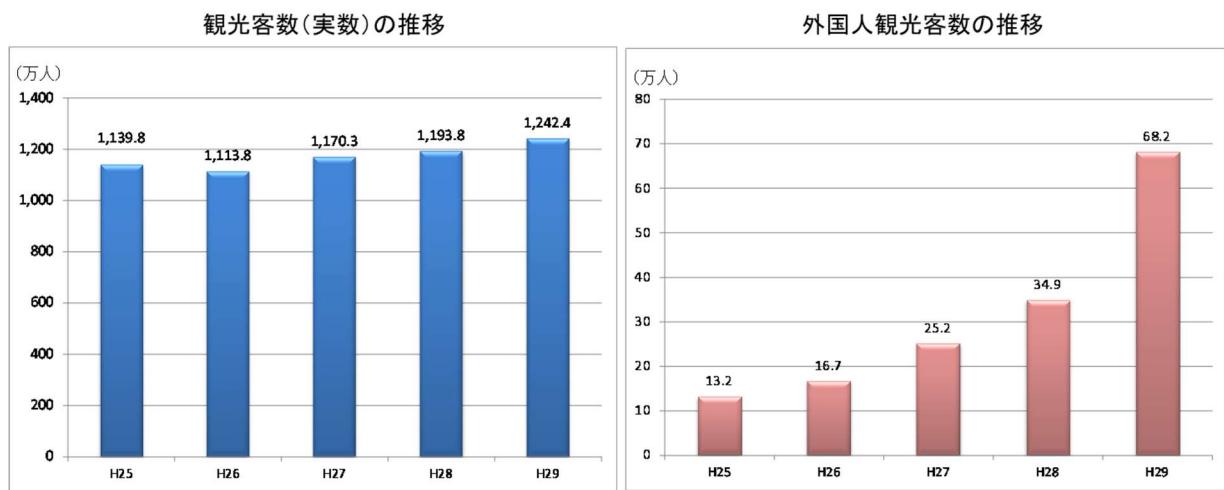
6. 財政需要（宿泊税の使途）の検討

6-1 北九州市の観光振興の現状と課題

(1) 観光客数

北九州市を訪れる観光客数は増加傾向にあり、平成29年には1,200万人を突破した。特に外国人観光客の伸びが著しく、平成29年は平成25年の約5.2倍となっている。

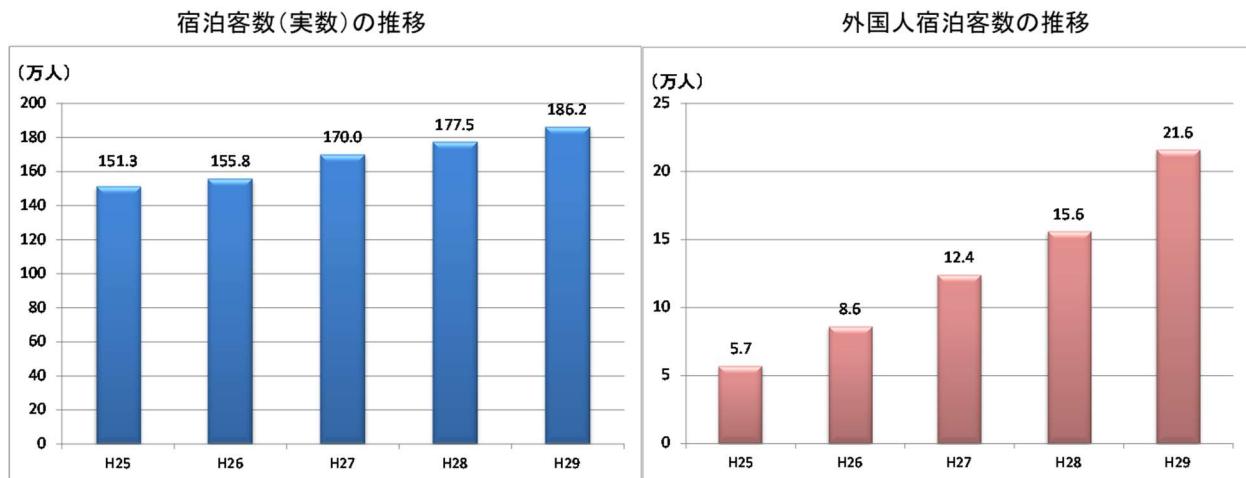
今後さらにインバウンド需要を伸ばすためには、東アジアなど就航路線（都市）数を増やしていく必要があり、オリンピック・パラリンピックや大阪万博など世界的なイベントも控えていることから、外国人観光客の受け皿となる観光施策の充実・強化は喫緊の課題である。



(2) 宿泊者数

宿泊客数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約1.2倍となっており、観光客数の伸び率（約1.1倍）を上回っていることから、滞在型観光地へ変化を遂げつつあると考えられ、また、外国人の宿泊客数も同様に増加傾向にある。

しかしながら、観光客に対する宿泊客数は未だ約15%（外国人観光客については約32%）に留まっており、宿泊者増へ向けた対策が必要である。



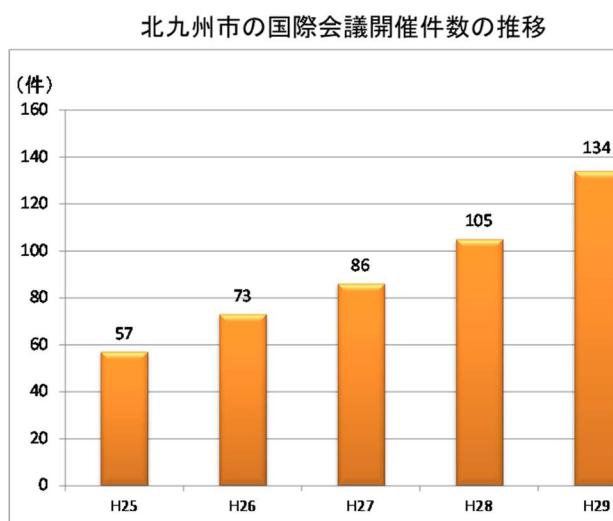
資料:北九州市観光動態調査結果

(3) MICE

MICE開催件数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約2.4倍となっている。

都市別開催件数においても、平成29年は全国8位となるなど、九州において福岡市に次ぐ順位であり、MICE都市としての認知度が飛躍的に向上していると考えられる。

MICE参加者は、一般観光客に比べ一人あたりの消費額が多いため、地域経済に与える影響が大きく、さらなるMICE誘致策が必要である。



日本国内の都市別国際会議開催件数の推移

順位	2013年 (平成25年)		2014年 (平成26年)		2015年 (平成27年)		2016年 (平成28年)		2017年 (平成29年)	
	都市名	件数								
1 位	東京(23区)	531	東京(23区)	543	東京(23区)	557	東京(23区)	574	東京(23区)	608
2 位	福岡市	253	福岡市	336	福岡市	363	福岡市	383	福岡市	405
3 位	横浜市	226	横浜市	202	仙台市	221	仙台市	278	仙台市	306
4 位	京都市	176	横浜市	200	京都市	218	神戸市	260	福岡市	296
5 位	大阪市	172	名古屋市	163	横浜市	190	名古屋市	203	名古屋市	183
6 位	名古屋市	143	大阪市	130	名古屋市	178	横浜市	189	横浜市	176
7 位	千葉地区	113	千葉地区	104	大阪市	139	大阪市	180	大阪市	139
8 位	神戸市	93	札幌市	101	神戸市	113	仙台市	115	北九州市	134
9 位	札幌市	89	神戸市	82	札幌市	107	札幌市	115	仙台市	120
10 位	仙台市	77	仙台市	80	千葉地区	94	北九州市	105	札幌市	116
11 位	北九州市	57	北九州市	73	北九州市	86	千葉地区	85	千葉地区	98
12 位	つくば地区	51	つくば地区	66	広島市	59	広島市	76	広島市	87
13 位	広島市	50	広島市	50	つくば地区	53	つくば地区	50	千葉市	57
14 位	奈良市	31	奈良市	45	奈良市	36	千葉市	43	つくば地区	47
15 位	千葉市	28	岡山市	33	岡山市	33	奈良市	39	金沢市	35

*1 千葉地区とは、大阪府の豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、箕面市市エリアを指す。

*2 つくば地区とは、茨城県のつくば市、土浦市エリアを指す。

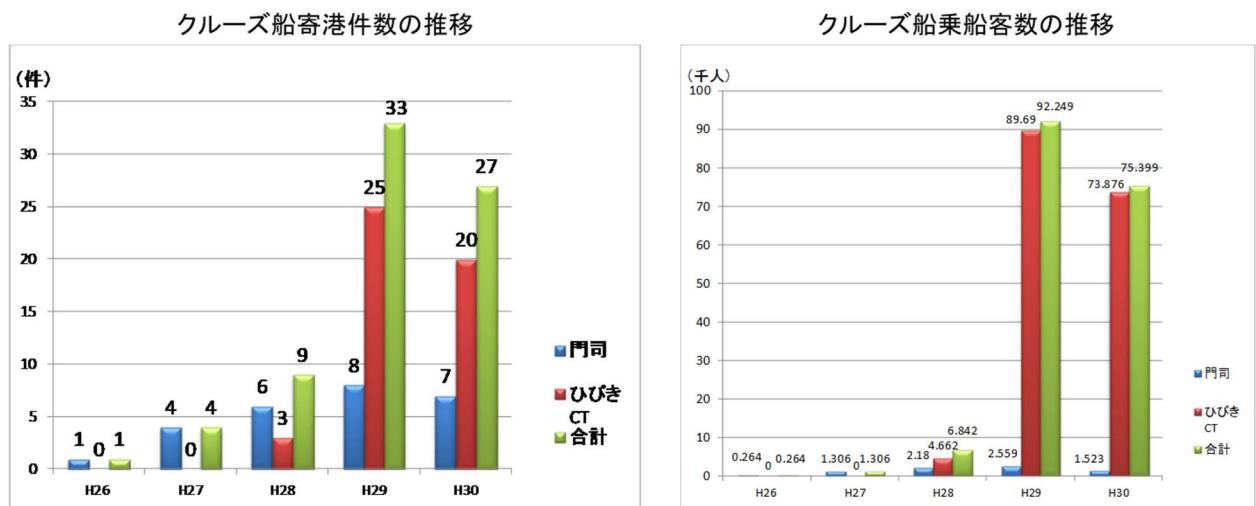
資料:独立行政法人 国際観光振興機構「2017年 JNTO国際会議統計について」

(4) クルーズ船寄港

クルーズ船寄港数について、平成30年に一旦減少したものの、平成31年（令和元年）は9月までで22回寄港予定があり、また、来年以降も既に寄港を予定しているクルーズ船があるなど、需要は衰えていないと考えられる。

平成29年度の北九州市の調査によると、クルーズ船乗船客一人あたりの消費額は32,126円と報告されており、クルーズ船の寄港は消費効果をもたらしている。

一方、近接する下関市や九州の各県、山陰・山陽地方でもクルーズ船誘致に力を入れ始めており、競争力を維持するため、受入環境整備と誘致対策強化が必要である。



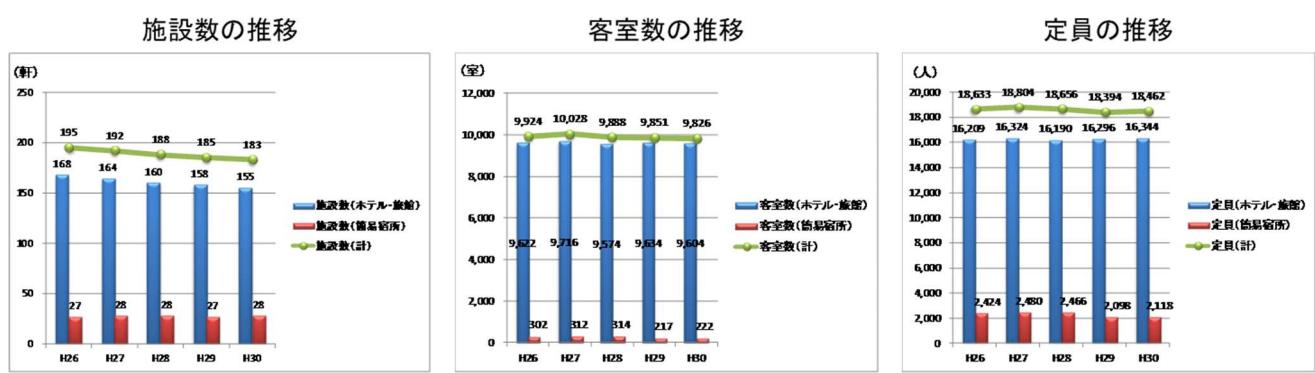
資料:北九州市港湾空港局「クルーズ船寄港数」

(5) 宿泊施設

施設数は微減傾向にあるが、客室数、定員は横ばいとなっている。

定員と年間宿泊客数から算出した「定員稼働率」は、約59.9%となっており、平均（全国40.5%、福岡県55.2%）より高くなっている。（参考：観光庁「宿泊旅行統計調査」）

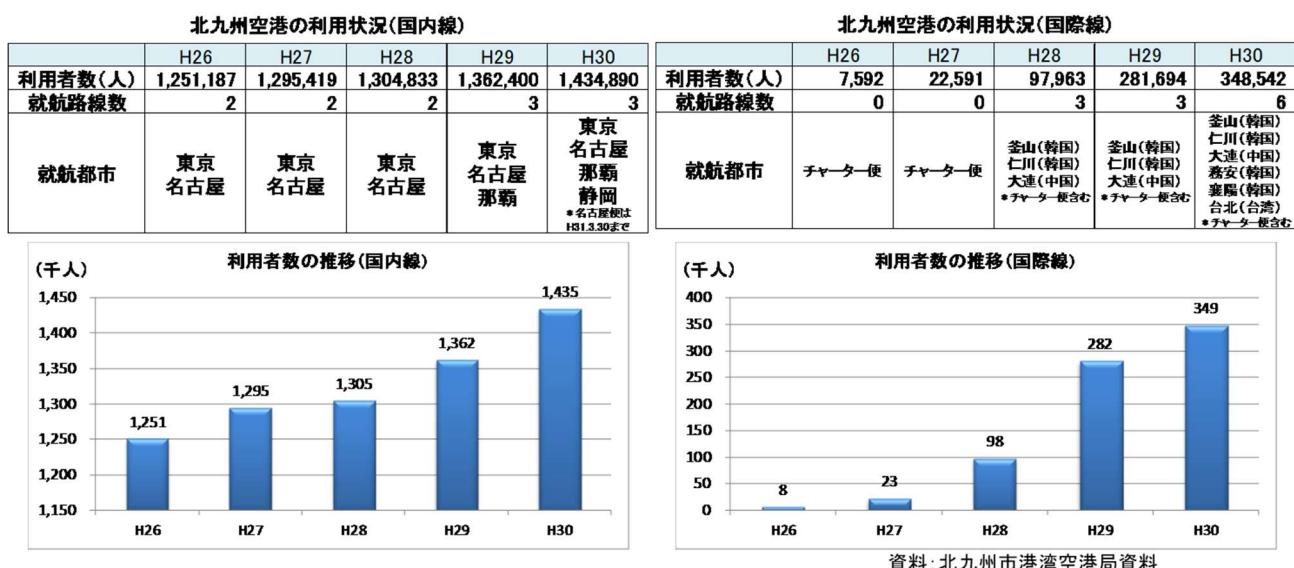
宿泊客数は今後も増加傾向にあると考えられるため、受入体制を強化し、より多くの宿泊需要を取り込む必要がある。



資料:北九州市 ホテル・旅館などの情報(施設数、客室及び定員)

(6) 北九州空港

国内線について、就航路線（都市）数が増加しており、それに伴って利用者数も増加している。国際線について、韓国を中心として就航路線（都市）数、利用者数とも飛躍的に上昇している。一方、九州のハブ空港とされる福岡空港は、IATA（国際航空運送協会）が指定する「混雑空港（レベル3）」に指定されており、また、運用時間も限られている。このため、福岡市をはじめとする九州各地へのアクセスが良く、24時間運用可能な北九州空港は、今後、さらなる新規就航、増便が見込まれる。

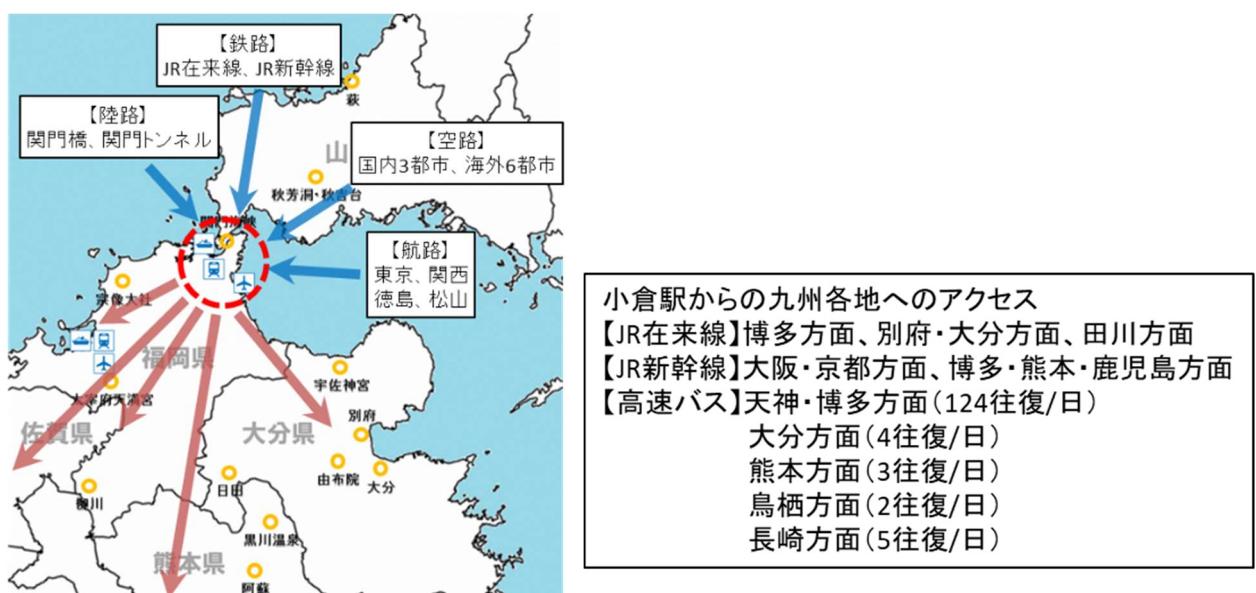


(7) 九州のゲートウェイとしての北九州市

北九州市は、本州及び海外からの交通機関が多様に存在し、また、九州各地への交通機関も複数あるため、北九州市を九州での出発点とし、特に北部九州を周遊している様子が見受けられる。

福岡市への移動手段は、JR（在来線、新幹線）に加え、1日100往復を越える高速バスも運行されており、利便性が高い。

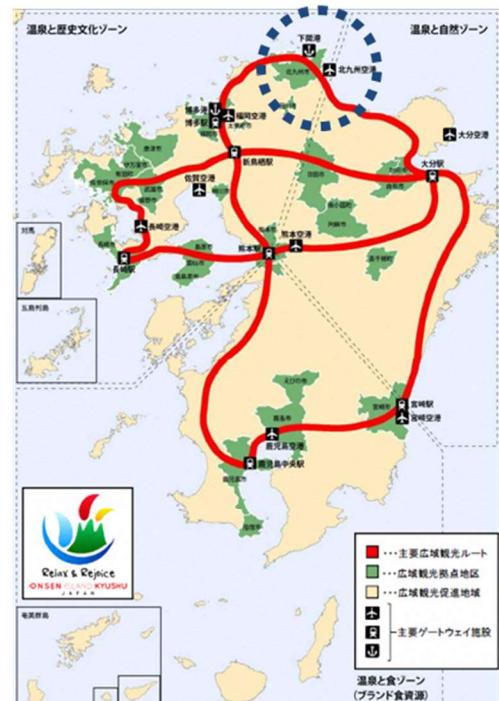
また、観光庁が認定する「温泉アイランド九州・広域観光周遊ルート」にも含まれており、北九州市は、九州のゲートウェイとして高い機能を有していると考えられる。



北九州市をゲートウェイとした観光客の 九州北部における周遊イメージ

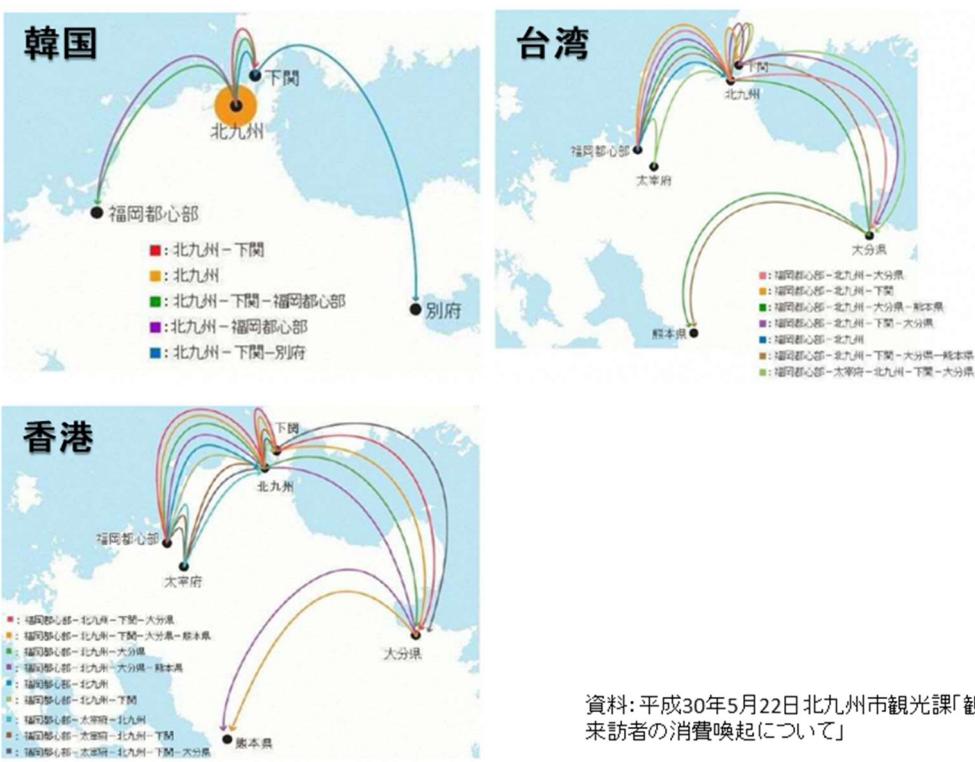


広域観光周遊ルート「温泉アイランド九州」



資料: 観光庁「広域周遊観光ルート形成計画概要」

北九州市を訪れた外国人旅行者の 主な行動パターン



資料: 平成30年5月22日北九州市観光課「観光やMICEによる
来訪者の消費喚起について」

(8) これまでの主な観光機能整備等の概要（ハード面）

施設整備関連(MICE)
MICE施設建設費(約216億円) 西日本総合展示場本館(昭和52年)、北九州国際会議場(平成2年)、西日本総合展示場新館(平成10年)
施設整備関連(観光)
門司港レトロ施設等整備費(約425億円) 「旧門司三井俱楽部」等の歴史的建造物保存活用、関門海峡ミュージアムの整備 など
施設整備関連(観光)
小倉城周辺魅力向上事業費(約16億円) 小倉城天守閣展示リニューアル、小倉城のライトアップ、飲食物販施設整備 など
施設整備関連(世界遺産)
世界遺産眺望スペース等整備費(約1億円) 眺望スペースの整備・充実、トイレ・駐車場の確保、世界遺産の保全 など
施設整備関連(空港)
北九州空港整備費(約129億円) 北九州空港の整備に係る地元負担金(北九州市負担分)
施設整備関連(港湾)
新門司フェリーターミナル整備費(約2億円) 新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など(令和元年度分)

(9) これまでの主な観光機能整備等の概要（ソフト面）

MICE関連
MICE開催助成金(約0.7億円/年) 大規模MICEの開催を助成
MICE関連
MICE施設管理費(約3億円/年) 西日本総合展示場(新館)、北九州国際会議場の指定管理料
案内所・施設関連
観光案内所運営に係る費用等(約0.4億円/年) 小倉駅、門司港駅、北九州空港
案内所・施設関連
観光施設管理運営に係る費用等(約5.5億円/年) 小倉城、小倉城庭園、平尾台、皿倉山、門司港レトロ など
クルーズ関連
クルーズ船受入・誘致に係る費用等(約1億円/年) ひびきCT本部等設置業務、安全対策業務、シャトルバス運行業務、タグボート補助金 など
空港関連
北九州空港の新規路線就航促進に係る費用等(約7億円/年) 運行助成、PR活動、航空会社セールス、空港アクセス利便性の維持・向上、空港整備事業地元負担金 など

(10) 北九州市観光振興プランの概要

現在の北九州市の観光振興に関する基本方針を定めたものが、平成26年5月に策定された「北九州市観光振興プラン～「北九州市に観光に行こう！」と言われる観光都市を目指して～」で、計画期間は平成26年から令和元年の6年間である。ありたい姿を実現するための基本戦略として、6つのテーマを掲げている。

ありたい姿～本計画終了時に北九州市が目指すべき姿～

近い将来「北九州市に観光に行こう！」と言われる観光都市になる

コンセプト～観光振興に取り組む根本的な考え方～

キーワード：産業観光、近代化産業遺産、環境観光、サブカルチャーなど

歴史と文化のある5つの伝統を活かした観光テーマづくり
～5つの歴史と文化をもつ北九州市が観光地であるということを内外共に打ち出す～

①北九州市=観光都市としてのプランディング<都市イメージ>

- ・市内に向けた郷土愛醸成、おもてなし意識の醸成
- ・市外に向けたイメージプロモーションの実施

②北九州市ならではの地域資源の観光資源化<資源の発掘・磨き上げ>

- ・近代化産業遺産やサブカルチャー観光などの新規観光テーマの育成
- ・産業観光・環境観光など本市ならではの特徴的な観光テーマの磨き上げ
- ・重点磨き上げエリアの設定：門司港レトロ・関門海峡など

③セールスプロモーション戦略<情報発信>

- ・SNSなど新規双方向メディアや既存マスマディアの戦略的活用
- ・PR効果を高める北九州市観光大使やキャラクターの活用
- ・北九州市ならではのオンライン情報などの有効活用
- ・東九州自動車道沿線や来訪者意向を踏まえたターゲットエリアの明確化

④おもてなしの充実<受け入れ体制の整備>

- ・観光関連団体などとの連携による観光推進体制の強化
- ・おもてなし人材の育成・組織的サポート
- ・案内機能など着地サービスの充実

⑤MICE戦略<都市型集客>

- ・MICE誘致体制の強化
- ・環境・グルメなどテーマ別MICEの誘致促進

⑥インバウンド戦略<東アジアからの誘客>

- ・案内機能強化や環境整備による受け入れ体制の充実
- ・ターゲットエリアを意識したプロモーションの展開

(11) 北九州市観光振興プランの目標達成状況

計画年度前であるが、観光地度以外のすべての項目で目標値を上回っている。計画期間中途での大幅に目標を達成していることは、北九州市の観光のポテンシャルが高いことを示し、より一層観光振興に取り組むことで、その実力をさらに引き出せると考えられる。

策定時(平成26年(2014年))

目標値：観光客数	2,460万人(基準年：2011年次：2,242万人)
宿泊客数	130万人(基準年：2011年次：119万人)
観光消費額	976億円(基準年：2011年次：888億円)
観光地度	45%(2013年調査結果：35.4%)

資料：平成26年5月「北九州市観光振興プラン」

平成29年(2017年)時点

実績値：観光客数	2,532万人(目標に対する達成率102.9%)
宿泊客数	186万人(目標に対する達成率143.1%)
観光消費額	1,434億円(目標に対する達成率146.9%)
観光地度	39.4%(*) (目標に対する達成率87.5%)

(*) 観光地度のみ平成30年(2018年)北九州市観光指標調査

資料：北九州市観光動態調査結果

6-2 宿泊税を財源とする取組の考え方

宿泊税を財源とする取組について、以下のような3つの考え方を整理した。

考え方①

北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する

視点 宿泊税による収益の利用目的は「観光振興」であるため、原則として、北九州市の観光振興の基本方針を定めた「北九州市観光振興プラン」に基づいた施策に充当されるべきである。

【留意すること】

宿泊需要の創出、インバウンド対応、観光PR、観光案内所の機能強化など、優先順位を付けて取り組む。

考え方②

今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する

視点 宿泊税は、北九州市の将来にわたる観光の発展を維持・促進させるものであるため、今後の観光動向等を注視し、適切な投資を行うことが必要である。また、北九州市は、九州における玄関口ともなる都市であるため、九州全体への波及効果も意識しつつ、取組を進めるべきである。

【留意すること】

現場の意見、国の調査結果等データに基づいて取り組む。

考え方③

既存施策への単純な充当は行わない

視点 宿泊税は、これから観光振興のために導入するのであるから、これまでの取組に充当するのは適切でない。したがって、新規事業や既存施策の拡充などに充当されるべきである。

【留意すること】

宿泊者増につながる新規事業(グレードアップ)に重点を置く。

<調査検討会議委員からの意見>

- ・宿泊税の使途についての検討においては、データに基づいて行うことが重要である。
- ・北九州市のPRを、必要な場所・タイミングで行っていく必要がある。
- ・宿泊税であるため、宿泊需要に繋がるような取組が必要である。

6-3 今後必要と考えられる取組

第3回検討会議の検討結果を反映

7. 税以外による手法の検討

税以外による財源確保の手法について、分担金、負担金、使用料、手数料及び寄附金が考えられ、それぞれについて、規模、安定性・継続性、受益と負担という観点から比較検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆分担金、負担金、使用料、手数料については、明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、観光振興においては様々な形態があることから、受益と負担の関連付けが容易ではないと考えられる。
- ◆寄附金については、安定的・継続的な財源にはなり難いと考えられる。

<委員からの主な意見>

- ・観光は受益と負担の関係性が明確ではない。
- ・長期的な観光振興のためには、安定的な財源であることが重要である。
- ・他都市の事例からも、税による方法以外は考えられない。

以上のことから、本調査検討会議においては、財源確保の手法として、税以外による手法は適当でないと考えられる。

【参考資料】地方公共団体における財源確保の手法

種類	内容
地方税	<p>地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。(例:宿泊税など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目的税:特定の費用のために課される税 ●法定外税:地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税 <p>◆規模 : 対象者の設定により規模の確保が可能 ◆安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担 : 受益者を広く設定し、負担を求めることが可能</p>
分担金	<p>地方公共団地が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。(例:土地改良事業分担金など) * 分担金と負担金の違いは、主に根拠法令の違い</p> <p>◆規模 : 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆安定性・継続性 : 特定の事件に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>
負担金	<p>1. 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 2. 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。(例:下水道事業受益者負担金など)</p> <p>◆規模 : 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆安定性・継続性 : 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>
使用料	<p>行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収するもの。(例:市民ホールの使用料など)</p> <p>◆規模 : 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>
手数料	<p>特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。(例:住民票の発行手数料など)</p> <p>◆規模 : 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある</p>
寄附金	<p>地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭または特定の財産の給付を受けるもの。(例:ふるさと納税、協力金など)</p> <p>◆規模 : 対象者の設定により規模の確保が可能 ◆安定性・継続性 : 善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保は難しい ◆受益と負担 : 善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない</p>

8. 宿泊税に係る課税要件等の検討

8-1 納税義務者・課税標準等

納税義務者・課税標準等について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆宿泊客は、宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
- ◆行政サービスの享受の程度は、宿泊数によるところが大きい。
- ◆課税免除については、修学旅行生等を対象としている自治体も見受けられるが、福岡県が課税免除しない予定であるため、宿泊事業者の事務負担等も考慮の上、慎重な検討が必要である。
- ◆クルーズ船は旅館業法の適用対象となっていないため、宿泊税の課税客体とはならない。

<委員からの主な意見>

- ・福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要
- ・修学旅行については、何らかの配慮は必要であるが、課税免除とは切り離して考えるべきである。

以上のことから、本調査検討会議においては、納税義務者・課税標準等については次のとおりとすべきである。

○課税客体は、北九州市に所在する宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊とする。

○納税義務者は、宿泊施設への宿泊者とする。

○課税標準は、宿泊数とする。

○課税免除は、応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減の観点から行わない。

なお、修学旅行に対する課税免除については、①修学旅行生も他の観光客と同様の行政サービスを受けること、②他の学校行事との線引きが困難であること、③宿泊事業者の事務が煩雑となること、④福岡県の宿泊税は課税されることから、課税免除しないことが適当であり、修学旅行を増やすための施策については別途検討が必要と考えられる。

【参考資料】先行導入自治体における納税義務者・課税標準等

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊料金	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
課税免除	なし	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者（修学旅行生の誘致の推進が将来にわたる観光客の獲得につながり、京都経済の活性化に寄与するため）	なし	・小・中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率教員 ・職場体験又はインターンシップのために宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生（インターンシップ生の受け入れ促進のため）	なし	なし

8-2 徴収方法・特別徴収義務者

徴収方法・特別徴収義務者について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆宿泊者から北九州市が個別に徴収することは現実的ではなく、また、先行導入事例のすべてが特別徴収としている。
- ◆特別徴収義務者は、基本的には宿泊事業者とすることが適当である。

<委員からの主な意見>

- ・福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要

以上のことから、本調査検討会議においては、徴収方法・特別徴収義務者については次のとおりとすべきである。

○徴収方法は、特別徴収とする。

○特別徴収義務者は、宿泊事業者とする。

なお、事務負担軽減のため、市税と県税を合せた税額を徴収し、全額を北九州市に納入することが望ましいと考えられる。（福岡県への払込は北九州市が行う。）

【参考資料】先行導入自治体における徴収方法・特別徴収義務者

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	同左	同左	同左	同左	同左	同左
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者

8-3 税率（税額）・免税点

税率（税額）・免税点について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。
- ◆宿泊料金にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、広く課税し公平性を確保することが適当である。（ただし、高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対しては、支払能力に応じた負担を求めるという観点から、税率区分を設けることも考えられる。）
- 【論点】①広く公平な課税、②応分の負担、③宿泊事業者の事務負担、④対象部屋数
- ◆福岡県との二重課税を考慮し、原則として、宿泊者の負担は200円以内とする必要がある。（他の自治体と比較し、過重な負担ではないと思われる。）

<委員からの主な意見>

- ・福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要
- ・宿泊料金が比較的高い施設は北九州市には少なく、税率区分を設けても税収には大きな影響はないと考えられるため、税率は一定とした方が分かりやすく望ましい。

以上のことから、本調査検討会議においては、税率（税額）・免税点については次のとおりとすべきである。

- 応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減の観点から、税率（税額）は一律とし、免税点は設けない。また、高額な宿泊料金の部屋が少ないとから、当面は税率区分は設けない。
- 宿泊者の負担を考慮して、税率（税額）は福岡県と合わせて200円とする。

【参考資料】先行導入自治体における税率（税額）・免税点

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
税率 (税額)	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円 ※宿泊料金に応じた負担の公平性に配慮しながら、できるだけ簡素な税制度とした	1人1泊について、宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円 ※徵稅コストや納稅者の負担感等を総合的に勘案し、できるだけ簡素な税制とした	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円 ※担稅力に見合った税負担、事業者の負担軽減、できるだけ簡素な税制という観点から総合的に判断	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円 ※納稅や徵收にかかる負担にも十分配慮したうえで、簡素でわかりやすい制度とした(京都市の要件を参考)	1人、1部屋または1棟の宿泊料金の2% ※宿泊事業者から定率制への要望があつたことや、地域の宿泊形態の特性への配慮などにより、定率制に設定	・1人1泊につき200円 ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円	・1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円 ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み、さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定
免税点	1万円 ※都内宿泊施設の平均的な宿泊単価(約1万円)を参考に設定	7千円 ※当初は1万円と設定していたが、7千円に引き下げた	なし	なし	なし	なし	なし

8-4 課税期間

課税期間について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆定期的に税のあり方を検証することが必要である。
- ◆先行導入事例はすべて5年ごとに見直すこととしている。
- ◆福岡県と見直し時期が異なる場合、福岡県と北九州市で制度が異なる時期が生じるため、特別徴収義務者に負担がかかる可能性が考えられる。

<委員からの主な意見>

- ・福岡県と北九州市の課税要件は、基本的には同一とすることが原則と考えられる。
- ・宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要

以上のことから、本調査検討会議においては、課税期間については次のとおりとすべきである。

○課税期間は、5年毎を基本とするが、宿泊事業者の事務負担軽減のため、福岡県と同様に当初3年、それ以後は5年毎とする。

【参考資料】先行導入自治体における課税期間

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う	福岡県に同じ

8-5 入湯税

【入湯税の概要】

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備や観光の振興に要する費用に充てるため設けられた目的税（市町村税）である。

鉱泉浴場の入湯客に対して、北九州市では宿泊する場合1人1泊について150円、日帰りの場合1人1日について100円を課税（特別徴収）している。

平成29年度の北九州市の税収は、2,850万円である。

入湯税の制度改正の必要性について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆入湯税は、宿泊税とは使途・目的や課税客体が異なる。
- ◆市民共有の地下資源を利用しておらず、相応の負担を求めることが考えられる。
- ◆京都市及び金沢市においては、入湯税の改正を行っていない。

以上のことから、本調査検討会議においては、北九州市の入湯税に係る制度改正の必要はないものと考えられる。

【参考資料】先行導入自治体における入湯税の改正状況

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
制度改正の内容	-	-	改正なし	改正なし	改正なし	-	宿泊1人1泊あたり¥150⇒¥50

8-6 課税要件等のまとめ

調査検討会議の方針は下表のようにまとめられる。

宿 泊 税 の 課 税 要 件	課税客体	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
	納税義務者	上記施設への宿泊者
	課税標準	上記施設への宿泊数
	課税免除	設けない
	徴収方法	特別徴収 ＊特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、北九州市に納入する。
	特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
	税率（税額）	福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は1人1泊200円とする。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議による。
	免税点	設けない
	課税期間	当初3年とし、以後は5年毎とする
入湯税		改正しない

9. 検討のおわりに

本調査検討会議は、観光産業を北九州市の成長を支える極めて重要な産業と捉え、北九州市における持続的な観光振興、北部九州のゲートウェイとしての役割などについて、今後どのように進めていくべきか、そのための財政上の負担をどこに求めるかという視点から、宿泊事業者、旅行業者、宿泊者、市民など、幅広く意見を求め、検討を行ってきた。

これまでの会議における議論の結果、本調査検討会議では、以下の3点を北九州市に提言する。

- 1 北九州市の観光行政を取り巻く社会情勢や財政状況等を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくために、新たな安定的財源である宿泊税を導入することが適当である
- 2 宿泊税を財源とする観光振興施策については、「宿泊税を財源とする取組の考え方」で示された3点を遵守し、方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある
- 3 税額については、福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は200円とすることが必要である。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議の上で決定すべきである

北九州市においては、新たに宿泊税を創設することにあたって、地方分権推進の一環として、また、課税自主権の尊重のため、法定外税制度が改正されたことの趣旨を踏まえ、加えて、税の原則である「公平・中立・簡素」の考えの下、納税者や特別徴税義務者など関係者への丁寧な説明や必要な協議を行いながら制度構築を行うことを求める。

また、宿泊者にとって新たな負担となる宿泊税は、その使途が明確であること、具体的にどのような事業に充当されたかを明らかにするなど、納税者に十分納得してもらった上で負担していただくことが重要であり、北九州市にはこれらの説明責任に応えていくことを求める。

本調査検討会議では、当初3年、以後は5年毎に、社会情勢等の変化を勘案し、宿泊税について検討する必要があるとしており、モニタリング組織の設置など、観光振興に対する取組の効果を検証することが特に重要である。今後、必要な措置を講じられたい。

最後に、本調査検討会議における検討のため、宿泊事業者及び旅行業者アンケート調査にご協力いただいた皆様、宿泊者アンケート調査にご協力いただいた旅行者の皆様、パブリックコメントでご意見をいただいた皆様に対し、この場を借りて御礼申し上げる。

令和元年8月
北九州市宿泊税に関する調査検討会議

参考1. 各種調査及びパブリックコメントの結果

参考1-1 検討にあたって実施した調査等の概要

調査検討会議での議論にあたり、下表のとおり調査及びパブリックコメントを実施した。

	調査等の名称	概要	期間
1	宿泊事業者及び旅行業者アンケート	北九州市の周遊観光ルートの位置付け、独自課税について、使い道について、北九州市内の宿泊事業者及び旅行業者に意見を求めた。 (有効回答数：69)	6／17～30
2	宿泊者アンケート	宿泊税に使い道について、北九州市内の4宿泊事業者を利用した宿泊者に意見を求めた。 (有効回答数：●●)	7／6～15
3	パブリックコメント	「北九州市の宿泊税の考え方（案）」について、北州市民に意見を求めた。 (意見数：●●)	7／17～25

*なお、宿泊者アンケートを日本人のみを対象としたため、訪日外国人旅行者の意識把握を目的にとし、観光庁が平成30年11月から平成31年2月に行った「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート調査結果」を参考とした。

参考1-2 宿泊事業者及び旅行業者アンケート調査結果

(1) 調査方法

アンケート調査票を郵送によって配付・回収し、令和元年6月17日に調査票及び返送用封筒を対象事業者（業者）へ発送、6月30日を返送（投函）期限とした。

(2) 配付・回収状況

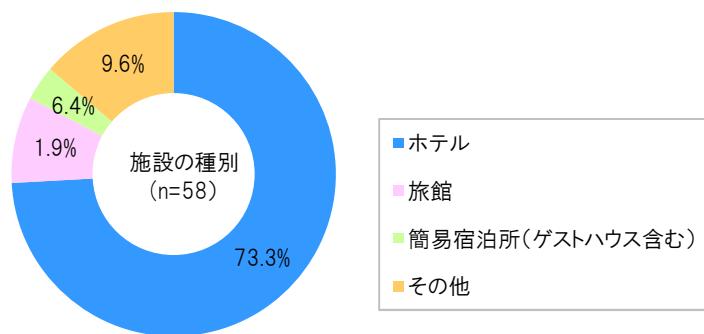
区分	施設数	有効回答数	回収率
宿泊事業者	187	58	31%
旅行業者	22	11	50%
合計	209	69	33%

(3) 調査結果

1-(1) 貴施設の種別について教えてください。（宿泊事業者のみ対象）

回答の概要

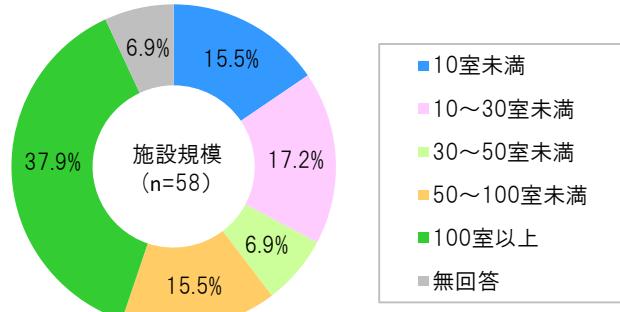
- 回答した宿泊施設の種別は、ホテル43施設（73.3%）、旅館5施設（1.9%）、簡易宿所2施設（6.4%）、その他8施設（9.6%）となった。



1-(2) 貴施設の規模（客室数）について教えてください。（宿泊事業者のみ対象）

回答の概要

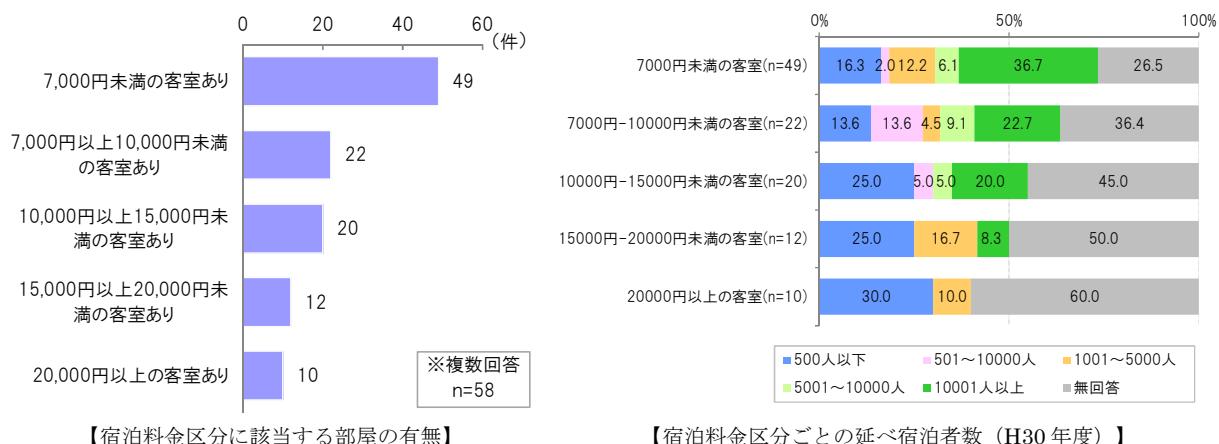
- 回答した宿泊施設の客室数は、100室以上が22施設（37.9%）と最も多く、次いで10～30室未満が10施設（17.2%）、10室未満と50～100室未満がそれぞれ9施設（15.5%）と続いた。



1 – (3) 貴施設における宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数（H30 年度）について教えてください。
 (宿泊事業者のみ対象)

回答の概要

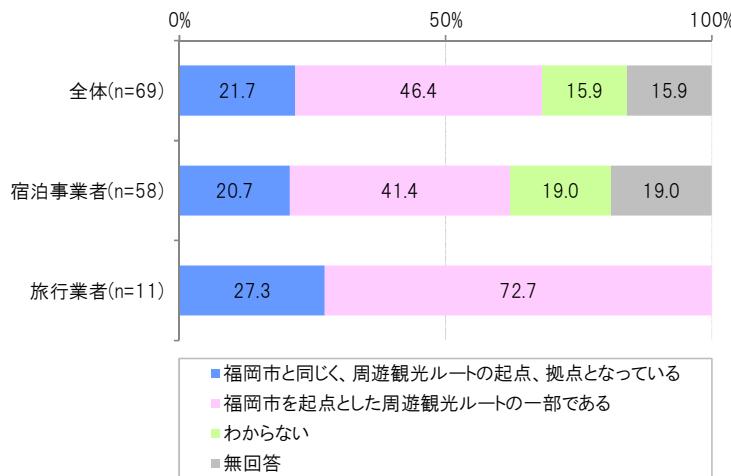
- 宿泊料金区分に該当する部屋の有無は、7,000円未満が49件と最も多く、次いで7,000円以上10,000円未満が22件と続き、20,000円以上の部屋を有する宿泊施設も10件あった。
- 宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数は、宿泊料金が上がるにつれて少なくなる傾向にあり、7,000円未満の客室で10,001人以上という回答が最も多かった。



2 – (1) 本市の周遊観光の位置づけについてどう思いますか。（以下、宿泊事業者・旅行業者いずれも対象）

回答の概要

- 全体では、北九州市を周遊観光ルートの一部と考えているのが32施設（46.4%）と最も多く、周遊観光ルートの起点・拠点と考えているのが15施設（21.7%）となっており、約3分の2の施設が、北九州市が周遊観光ルートに位置づけられていると考えている。

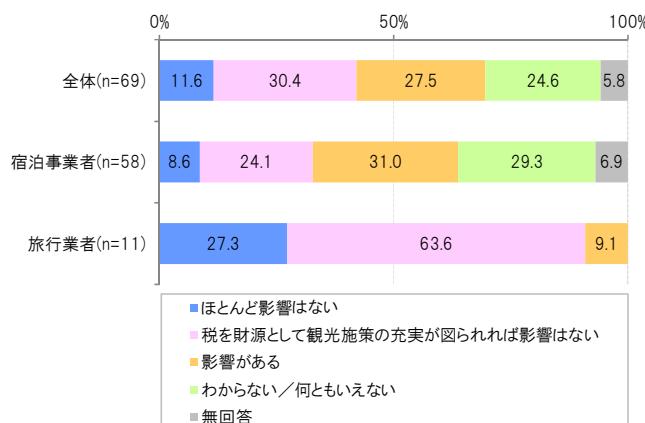


3 – (1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。

回答の概要

- 全体では、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが21施設(30.4%)と最も多く、次いで影響があるが19施設(27.5%)、わからない／何ともいえないが17施設(24.6%)と続いた。
- 宿泊事業者に限ると、影響があるが18施設(31.0%)と最も多く、次いでわからない／何ともいえないが18施設(29.3%)、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが14施設(24.1%)と続いた。
- 一方、旅行業者に限ると、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが7施設(63.6%)と最も多くなった。
- 自由記入では、宿泊総額や旅行会社等への手数料上昇への懸念や、丁寧な説明の必要性が挙げられている。

【自由記入部分】

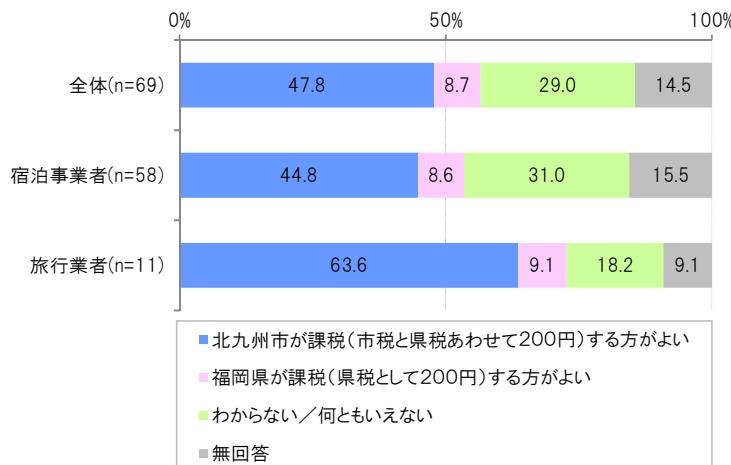


- ・消費税増税と宿泊税が重なれば、価格上昇に上がり、利用減の影響が懸念される。
- ・宿泊料金の安価な施設にとって、料金が高くなつたとのイメージをあたえる。
- ・宿泊料が上がり、宿泊客が減る。
- ・宿泊税がかかる事をお客様が認知しているとは限らないので、支払金額についてのクレームが出る。
- ・常連のお客様はいつも予算が決まっているので、宿泊税分をサービスしてほしいと要望があると思われる。
- ・OTA・旅行会社への手数料支払増
- ・福岡市とは比較にならないほど観光客が少ない。
- ・福岡市はホテル満室の日も多く、コンサート・インパウンドで影響はないだろうが、北九州市は宿泊客数が少なくなると思う。

4 – (1) 北九州市が宿泊税を導入することについてどう思いますか。

回答の概要

- 全体では、北九州市が課税する方がよいが33施設(47.8%)と最も多く、次いでわからない／何ともいえないが20施設(29.0%)と続き、福岡県が課税する方がよいは6施設(8.7%)に留まった。

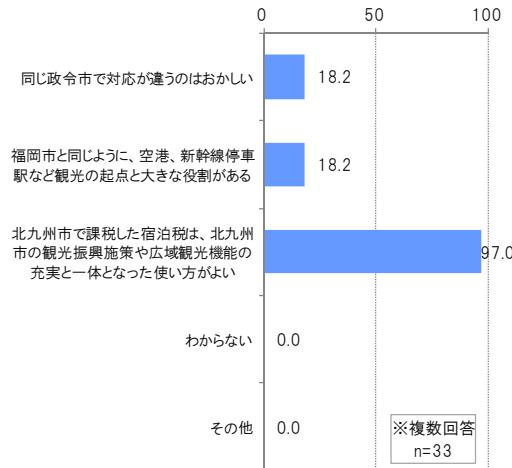


4-(1)で「北九州市が課税するほうがよい」と答えた理由を教えてください（複数回答可）

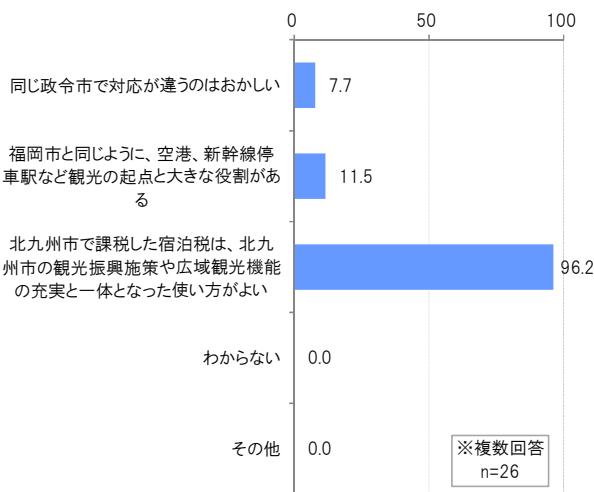
回答の概要

●北九州市で課税した宿泊税は、北九州市の観光振興施策や広域観光機能の充実と一体となった使い方がよいが32施設（97.0%）と最も多く、この傾向は宿泊事業者・旅行業者に限っても同様である。

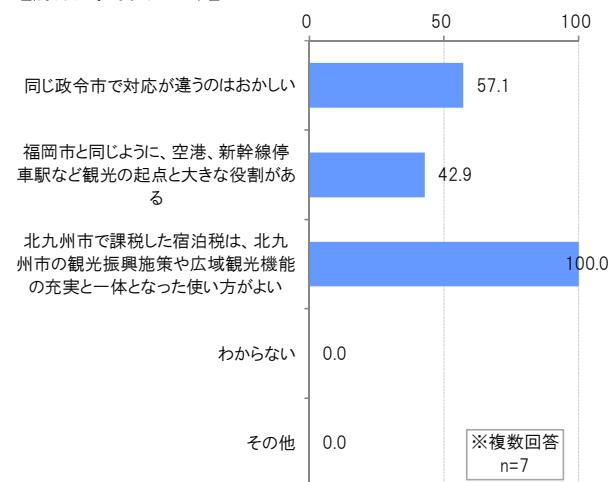
【全体(n=33)】



【宿泊事業者(n=26)】



【旅行業者(n=7)】



4 – (1) で「福岡県が課税するほうがよい」と答えた理由を教えてください（自由記入のみ）

回答の概要

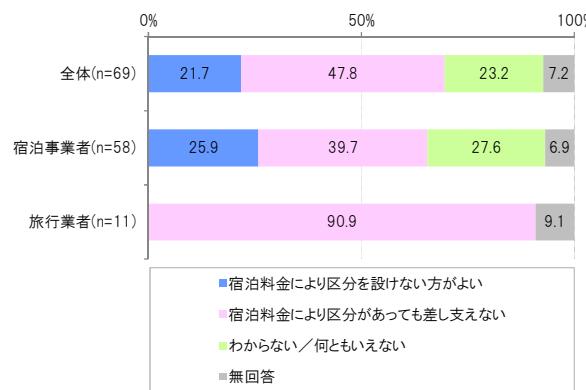
- 広域での取組みの原資、周知しやすさに関する記述があった。

- ・より広域でのディスティネーションマーケティングの原資にした方がよい。
- ・県が課税する方が徴収しやすいから（周知しやすい）
- ・北九州の宿泊者数は福岡市の何分の一なのか、宿泊者がピンとこない、腑に落ちない。

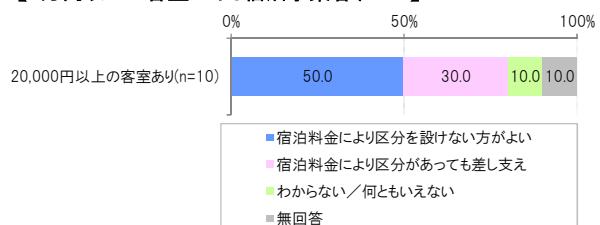
4 – (2) 他都市の宿泊税においては、宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

回答の概要

- 全体では、宿泊料金により区分があっても差し支えないが33施設（47.8%）と最も多く、次いでわからない／何ともいえないが16施設（23.2%）、宿泊料金により区分を設けない方がよいが15施設（21.7%）と続き、宿泊事業者に限ってもこの傾向は同様である。
- 旅行会社に限ると、宿泊料金により区分があっても差し支えないが10施設（90.9%）と最も多い。
- 一方、2万円以上の客室がある宿泊事業者に限ると、宿泊料金により区分を設けない方がよいが、5施設（50.0%）と最も高くなっている。
- 自由記入部分では、宿泊料金により区分を設けない方がよいを見ると、事務負担の増加や、税額と公共サービスの質・量の違いをつけることが難しいといったものが挙げられている。
- 宿泊料金により区分があっても差し支えないを見ると、宿泊料金に対する負担感の違いなどが挙げられている。



【2万円以上の客室がある宿泊事業者(n=10】



【宿泊料金により区分を設けない方がよい】

- ・複雑になる
- ・精算時及び経理処理での作業負担が懸念される
- ・他都市に比べて観光地が少ない為、観光客が敬遠する
- ・納稅額とそれを財源として提供される各種公共サービスの質量に違いをつけることが不可能であるため
- ・2万円以上の宿泊者が全体で少ない為
- ・税金の加算により宿泊料金に幅がもてなくなる。特に北九州エリアは影響を受けやすい

【宿泊料金により区分があっても差し支えない】

- ・現在考えられる2区分等ならば
- ・税込み宿泊料金として徴収する時、総額に対する割合に不公平感を感じる
- ・宿泊代金一律だと安い施設に負担がかかる
- ・低宿泊料金に区分を設けて欲しい、東京も大阪も区分がある
- ・他都市と税率が異なると利用者が分かりにくいため

【わからない／何ともいえない】

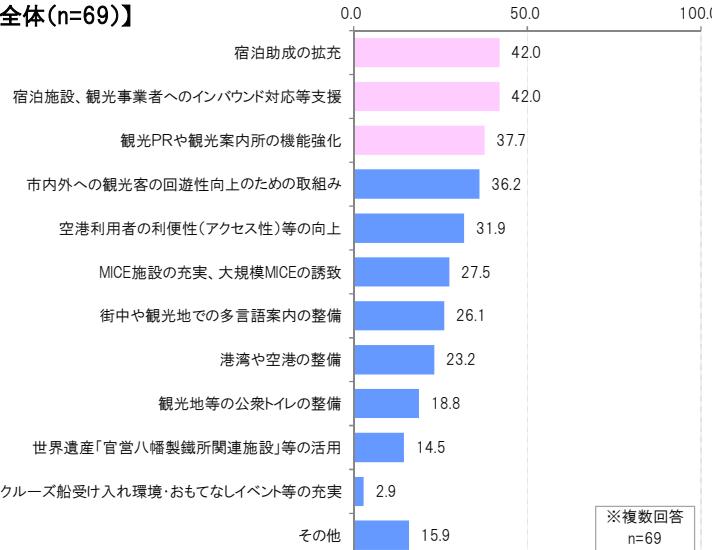
- ・どういう影響が出てくるのか分からず
- ・当ホテルは宿泊料が1万円前後のみなので、一律になるのではと思う

5 – (1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。 (複数選択可)

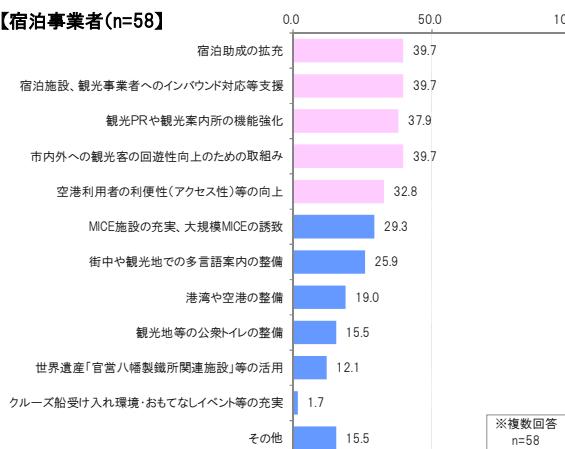
回答の概要

- 全体では、宿泊助成の拡充、宿泊施設・観光事業者へのインバウンド対応等支援が29施設（42.0%）と最も多く、次いで観光PRや観光案内所の機能強化が26施設（37.7%）が続いた。この3項目は宿泊事業者・旅行業者いずれにおいても上位5位以内である。
- 自由記入部分を見ると、観光PRに関する事項、受入環境整備に関する事項に加え、DMOの設立、統計データの収集といった意見が挙がっている。

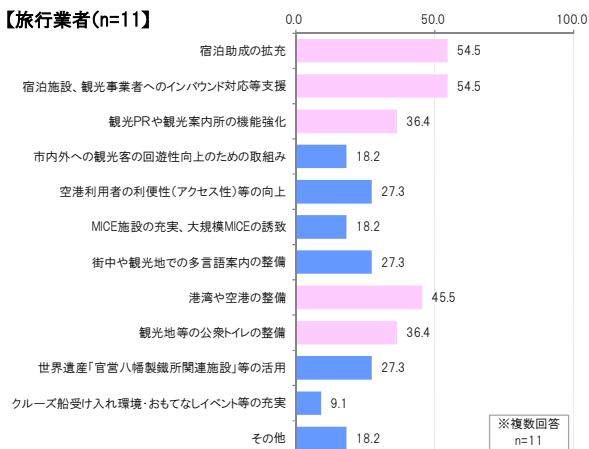
【全体(n=69)】



【宿泊事業者(n=58)】



【旅行業者(n=11)】



【自由記入部分】

- インバウンド客誘客の為のプロモーション活動の実施
- Wi-Fi の整備
- 移動手段（公共交通）への補助
- 観光地（皿倉山）の整備
- 広域 DMO の事業原資
- 海外映画のロケ誘致、インパクトのあるプロモーション活動
- 個人旅行者のニーズの正確な把握（統計データの収集）
- 経済的な需要が高いと予想されるスポーツツーリズムを基軸として街づくり
- 課税システム導入費用や課税の周知徹底費用の助成

(4) 調査票

北九州市における宿泊税導入の検討に関するアンケート調査票

このアンケート調査結果は、北九州市における宿泊税導入に関する検討にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。また、集計資料等公表することがございますが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしませんので、ご安心ください。

*返送（投函）期限は令和元年6月30日（日）までとなっております。期日までの回答及び投函にご協力お願いします。

【重要：回答をされる前に必ずお読みください】

- ・福岡県では、福岡市を除く福岡県全域（北九州市を含む）において、観光振興の財源とするため、県税として宿泊者に対し、一律200円の宿泊税を課する条例案が6月の県議会に提出されています。（市町村交付分100円、県主体事業分100円）
- ・一方、福岡市域では、広域観光に資するゲートウェイ整備等、一部事業が県と重複することから、県との合意により、双方の合計税額を原則200円とし、福岡市が150円、福岡県が50円を課する条例案が6月の市議会に提出されています。
- ・については、福岡市と同様のゲートウェイ機能を有する本市においても、福岡市の税率（150円）を前提とし、本市独自の課税について検討することとなりました。

1. 貴施設について伺います。（旅行業者の方は、この設問には回答不要です）

(1) 貴施設の種別について教えてください。

1. ホテル 2. 旅館 3. 簡易宿泊所（ゲストハウス含む） 4. その他

(2) 貴施設の規模（客室数）について教えてください。

1. 10室未満 2. 10～30室未満 3. 30～50室未満 4. 50～100室未満
5. 100室以上

(3) 貴施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数について教えてください。

※宿泊料金につきましては、年間若しくは月平均など把握できる範囲でお答えいただきますと幸いです。

※数字がすぐにわからない場合は、この設問については後日の回答で差し支えありません。

宿泊料金 (1人1泊あたり)	左記料金に該当する 部屋の有無(○又は×)	延べ宿泊者数 (H30年度)
7,000円未満		名
7,000円以上 10,000円未満		名
10,000円以上 15,000円未満		名
15,000円以上 20,000円未満		名
20,000円以上		名

— 裏面にも質問がございます。 —

2. 本市の周遊観光における位置づけについて伺います。

(1) 本市の周遊観光の位置づけについてどう思いますか。

1. 福岡市と同じく、周遊観光ルートの起点、拠点となっている。
2. 福岡市を起点とした周遊観光ルートの一部である。
3. わからない

3. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。

(1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。

1. ほとんど影響はない
2. 税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない
3. 影響がある
4. わからない／何ともいえない

※「3. 影響がある」と答えた方はその理由を教えてください。

4. 宿泊税の本市の独自課税の導入について伺います。

(1) 北九州市が宿泊税を導入することについてどう思いますか。

1. 北九州市が課税（市税と県税あわせて200円）する方がよい
2. 福岡県が課税（県税として200円）する方がよい
3. わからない／何ともいえない

※「1 北九州市が課税するほうがよい」と答えた方は下記から理由を教えてください。

(番号を○で囲んでください。いくつ選んでも構いません。) なお、回答にあたっては、次のページの設問「5. 宿泊税の使い道について伺います。」を参照のうえ回答してください。

1. 同じ政令市で対応が違うのはおかしい
2. 福岡市と同じように、空港、新幹線停車駅など観光の起点と大きな役割がある
3. 北九州市で課税した宿泊税は、北九州市の観光振興施策や広域観光機能の充実と一体となった使い方がよい
4. わからない
5. その他 ()

※「2. 福岡県が課税する方がよい」と答えた方はその理由を教えてください。

(2) 他都市の宿泊税においては、下表のとおり宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	福岡市（条例案）	金沢市	京都市
税率 (税額)	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上5万円未満 500円 ③5万円以上 1,000円

1. 宿泊料金により区分を設けない方がよい
2. 宿泊料金により区分があっても差し支えない
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

5. 宿泊税の使い道について伺います。

(1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。（番号を○で囲んでください。いくつ選んでも構いません。）

1. 港湾や空港の整備
2. 宿泊助成の拡充
3. 宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援（バリアフリー、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等への補助）
4. 観光PRや観光案内所の機能強化
5. 街中や観光地での多言語案内の整備
6. 観光地等の公衆トイレの整備（洋式化やバリアフリー化）
7. 市内外への観光客の回遊性向上のための取組み
8. MICE施設の充実、大規模MICEの誘致
9. 世界遺産「官営八幡製鐵所関連施設」等の活用
10. 空港利用者の利便性（アクセス性）等の向上
11. クルーズ船受け入れ環境・おもてなしイベント等の充実
12. その他

()

*MICEとは…

Meeting（企業等の会議）、Incentive travel（企業等の行う報奨・研修旅行）、Convention（国際機関・団体・学会等が行う国際会議）、Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント）の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称です。

— 裏面にも質問がございます。 —

6. 回答頂いた方について教えてください。

回答頂きました内容について、疑義等がございましたら問い合わせさせて頂くことがございます。

お手数ですが、貴施設名、御担当者名、連絡先電話番号を教えてください。

なお、問い合わせは調査受託機関から差し上げることもございますので、予めご了承ください。

貴施設名（※）	
御担当者名	
連絡先（電話番号）	

※民泊事業者の方は代表者名を、旅行業者の方は貴社名をご記入ください。

参考1-3 宿泊者向けアンケート調査結果

(1) 調査方法

北九州市内の4宿泊事業者を利用する宿泊者に対し、チェックイン時にアンケート調査票への記入を依頼した。

(2) 配付・回収状況

配付施設名	有効回答数	
	施設計	合計
リーガロイヤルホテル小倉	40	257
JR九州ステーションホテル小倉	119	
ユタカホテル	50	
小倉ベイホテル第一	48	

(3) 調査結果

1. 回答者について

(1) 年代

(2) 居住地

「資料02_宿泊者アンケート調査結果」の内容を掲載

(3) 主な来訪目的

2. 宿泊税の活用方法として望ましいと思うものを教えてください。 (複数選択可)

3. 宿泊税を活用して、どのようなサービスの充実を求めますか。 (自由記載)

(4) 調査票

宿泊税に関するアンケート

北九州市では、現在、宿泊税の導入について検討を行っています。
宿泊税は、市内に宿泊する方に対して税を課し(1人1泊200円程度)、
その税を財源として、本市の観光振興に役立てるものです。
宿泊税の効果的な活用方法について、宿泊者の皆さまのご意見をお聞か
せください。
(※ ご回答いただいた方には、粗品「関門の塩」を進呈いたします。)



該当する項目に○をつけてください。

1. あなたについて伺います。

- (1) 年代 1. 19歳以下 2. 20歳代 3. 30歳代
4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

(2) お住いの都道府県 (都・道・府・県)

(3) 主な来訪目的 1. 観光 2. ビジネス 3. その他 ()

2. 宿泊税の活用方法として望ましいと思うものを教えてください。(複数選択可)

- 1. 港湾や空港の整備
- 2. 宿泊助成の拡充(割引クーポンなど)
- 3. 宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援(バリアフリー、トイレ洋式化、キャッシュレス対応、Wi-Fi環境整備等への補助)
- 4. 観光PRや観光案内所の機能強化
- 5. 街中や観光地での多言語案内の整備
- 6. 観光地等の公衆トイレの整備(洋式化やバリアフリー化)
- 7. 市内外への観光客の回遊性向上のための取組み
- 8. MICE(*)施設の充実、大規模MICEの誘致
- 9. 世界遺産「官営八幡製鐵所関連施設」等の活用
- 10. 空港利用者の利便性(アクセシビリティ)等の向上
- 11. クルーズ船受け入れ環境・おもてなしイベント等の充実
- 12. その他 ()

(*)MICEとは、Meeting(企業等の会議)、Incentive travel(企業等の行う報奨・研修旅行)、Convention(国際機関・団体・学会等が行う国際会議)、Exhibition/Event(展示会・見本市・イベント)の頭文字のこと。

3. 宿泊税を活用して、どのようなサービスの充実を求めますか。(自由記載)

【アンケート実施機関】

北九州市役所(観光課) 担当: 松本、吉田 電話: 093-551-8150

参考1-4 パブリックコメント

パブリックコメント終了後、主な意見を掲載

参考2. 検討経過

時期	内容
令和元年6月19日	宿泊事業者・旅行業者へのアンケート調査実施（～6月30日まで）
令和元年6月26日	北九州市議会において、「本市での宿泊税導入に関する決議」が決議
令和元年6月28日	第1回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 調査検討会議の論点整理、福岡県及び福岡市が予定している宿泊税の概要、財政需要について、税以外の適切な手法の検討、課税要件等の検討、宿泊事業者及び旅行業者アンケート調査の実施について
令和元年7月6日	旅行者向けアンケート調査実施（～7月15日まで）
令和元年7月11日	第2回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 前回会議を踏まえた方針の確認、宿泊事業者及び旅行業者へのアンケート調査結果、財政需要（宿泊税の使途）についての検討、宿泊税の課税要件についての検討、宿泊者へのアンケート調査の実施について、パブリックコメントの実施について
令和元年7月17日	「北九州市の宿泊税の考え方（案）」に対する意見募集（7月25日まで）
令和元年7月30日	第3回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 宿泊者向けアンケート調査結果、宿泊税の使途について、報告書素案について
令和元年8月6日	第4回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 パブリックコメント結果、報告書について

参考3. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属
市瀬 一馬	日本旅行業協会（JATA）九州支部 北九州委員長 (株)JTB北九州支店 支店長)
入江 昭彦	北九州ホテル協議会 会長 (JR九州ステーションホテル小倉 総支配人)
鍛尾 悅治	小倉旅館ホテル組合 組合長 (小倉ベイホテル第一 代表取締役)
(副委員長) 羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事
(委員長) 柳井 雅人	北九州市立大学 副学長

参考4. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 設置要綱

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 設置要綱

(設置目的)

第1条 北九州市における宿泊税に関する検討を行うため、北九州市宿泊税に関する調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会議は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 宿泊税を導入することについて
- (2) 宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策について
- (3) その他目的達成に必要なことについて

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

- 2 次の各号に該当する者は選任の対象外とする。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議運営)

第5条 検討会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

- 2 検討会議は、必要に応じて、委員以外の者に、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 検討会議の公開の方法は、委員長が委員に諮って決める。

(事務局)

第6条 検討会議の庶務及び補佐を行うため、事務局を産業経済局観光課に置く。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項で、検討会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。